

子どもの貧困対策に係る施策の実施状況一覧表

【取りまとめ結果】

項番	事業名等	事業の概要等	選択肢 A：継続して実施している B：来年度実施する予定 C：これから実施を検討している D：実施していない E：その他（その他資源あり）
<b>1. 教育の支援</b>			
1	幼児教育・保育の無償化事業	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもの保育料（利用料）を無償化しています。	A
2	命の大切さや子育ての意義等を学ぶ教育の推進	体験学習や道徳教育等を通じた命のつながりや、そのかけがえのなさに気付く、生命尊重の精神を培う機会の提供をしています。	A
3		中学校の家庭科等における家族・家庭と子どもの成長にかかる教育の実施しています。	A
4	地域に開かれた教育・保育環境づくり	各保育所や地域の状況に応じた高齢者や異年齢児間の交流の促進しています。	A
5		保護者との定期的な懇談会の開催、学校・園だより、ホームページ等を通じた積極的な情報提供等、保護者や地域の人々の理解と協力を得られるような体制づくりに努めています。	A
6	学校・幼稚園・保育所・認定こども園間の連携強化	保育所間及び民間の保育施設、幼稚園、認定こども園、小学校との連携の強化に努めています。	A
7		保育施設との連携による保育サービスの実施に努めています。	A
8	学びの場の提供	子どもの力を最大限に発揮できる学びの場の提供に努めています。	A
9	健康・体力づくり、食育の推進	自ら進んで運動に親しみ健康な生活を送ることができ、生涯を通じて運動に取り組むことができる資質の育成に努めています。	A
10		食事や睡眠等の基本的な生活習慣づくりや生活習慣病の予防、性、喫煙・飲酒、薬物乱用防止等に関する教育を進めています。	A
11		望ましい食習慣や自己管理能力を身につけることをめざした、学校・園の給食、地域団体との連携による調理実習の実施に努めています。	A
12	亀岡市地域未来塾	経済的な理由や家庭の事情により、学習環境が十分に身につけていなかったり、学習が遅れがちな中学3年生を対象として、大学生や教員OBなどの地域住民の協力を得て無料の学習支援（地域未来塾）を行い、学習習慣の定着と学力の向上を図ります。	A
13	心の悩みに対する相談支援体制の充実	子ども本人・教師・保護者のさまざまな相談に対応し専門的な立場からのアドバイスを行うことができるスクールカウンセラーの配置による、子どもたちが抱える心の問題への早期対応・支援の実施に努めています。	A
14	心の悩みに対する相談支援体制の充実	思春期を迎える子どもの保護者等に対する関係機関と連携した啓発冊子等による情報提供に努めています。	A
15	スクール・ソーシャル・ワーカーの配置	スクール・ソーシャル・ワーカーを配置し、学校における関係機関と連携した取組を支援し、早期解決に向けた「福祉的アプローチ」を学校に取り入れています。	A
16	児童生徒支援人材の配置	小・中学校に生活・生徒指導のための人材を配置し、教員と連携して家庭訪問や学習面の支援を行っています。	A
17	進路指導・進路選択支援	進学意欲を有しながら経済的な理由により就学が困難な支援を要する生徒や青少年に対して、家庭の状況や個々の課題等に対応した相談体制を構築し、要支援生徒や青少年が積極的に自己の進路を考え将来に対する展望が持てるよう支援します。	A
18	キャリア教育	児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育を進めています。	A
19	教育相談	子どもと保護者、学校現場の要望に応えた教育相談を行うことで、教育効果を高めていきます。また、子どもへの見立てをはじめとした教職員研修を実施し、子ども理解や発達に対する支援を行うとともに、関係機関との連携に努めます。	A
20	NPO連携教育相談	NPOの独自性、機動性、柔軟性を発揮し、ケースに応じた連携を図ります。	A
21	特別支援教育就学奨励費負担等	市立小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、援助を行っています。	A

資料2

子どもの貧困対策に係る施策の実施状況一覧表

【取りまとめ結果】

項番	事業名等	事業の概要等	選択肢 A：継続して実施している B：来年度実施する予定 C：これから実施を検討している D：実施していない E：その他（その他資源あり） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">資料2</div>
22	小・中学校就学援助	要保護及び準要保護世帯の児童・生徒に対し、児童・生徒の教育の機会均等の観点から、小・中学校の諸費用の一部を援助します。	A
23	奨学金等支給制度	奨学金を支給することで保護者の経済的負担の軽減を図ります。	D
24	生活保護制度に係る 高等学校等就学費	高等学校等に就学し卒業することが、当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則、当該学校における正規の修学年限に限り、基本額、教材代、授業料、入学料及び入学考査料、通学のための交通費、学習支援費について、一定の基準額以内の金額を支給しています。	A
25	生活保護制度に係る 高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外	子どもの自立意欲を促し、早期自立を目的に、高等学校等に就学中の就学収入（アルバイト等）について、卒業後の就労・就学のため必要であり、生活態度等から学業に支障がないことや早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであることなど、特に自立助長に効果があると福祉事務所が判断した方を対象に、必要最小限度の額を収入認定除外として取り扱っています。	A
26	生活保護制度に係る 子どもの学習塾等費用の収入認定除外	生活保護受給世帯に入る自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金もしくは見舞金、指導指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該世帯の自立更生を目的とする小学生、中学生の入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、学習塾費、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途に充てられる最小限度の実費額を収入認定除外として取り扱っています。	A
27	生活保護制度に係る 進学準備給付金	高校卒業後の大学や専門学校へ進学するための準備資金を支援しています。	A
28	生活困窮者自立支援事業 子どもの学習・生活支援事業	主に小学校から高等学校に通学する子どものいる生活困窮世帯で様々な理由から子どもの学習・生活環境の都となわない家庭の子どもと保護者を対象に生活環境や生活習慣の改善や学習に関する支援と保護者に対する教育や家庭に関する相談と進学のための各種補助制度の紹介などの支援を実施しています。	A
<b>2. 生活の安定に資するための支援</b>			
1	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児と保護者の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供とともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援へつなげています。	A
2	利用者支援事業(母子保健型) 子育て世代包括支援センター	保健センターに子育て世代包括支援センターBCome（ビーカム）を設置しており、妊娠期からの切れ目ない支援をめざし、妊娠届出時に保健師が全数面接を行い、関係づくりと支援を要する妊婦の把握を実施しています。 また、支援が必要な妊産婦に対してもれなく継続的な支援に努めています。	A
3	母子保健地区担当保健師活動	妊産婦や乳幼児のいる要支援家庭に対して、母子保健の観点から、訪問等により継続的な支援を行うとともに、関係機関と連携し、生活に必要なサービスの調整を行います。	A
4	妊娠・出産支援事業	妊娠期・産後の相談支援を充実するために、産後ケア事業（産後、安心して子育てができることを目的に、出産後、家族等から十分なサポートが受けられず、特に支援が必要な家庭に対し、助産師等による訪問型やデイ型のサービス、産科医院での宿泊型の支援を実施しています）を実施しています。	A
5	児童家庭相談事業・子ども家庭総合支援拠点	家庭児童相談室を機能強化し、子ども家庭総合支援拠点を設置しています。	A
6	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要である家庭に対し、保健師等が計画的・継続的に訪問支援等を行っています。家庭の抱える課題が多様化し、リスクの高い家庭に対応することもあるため、関係機関と連携した取組を進めています。	A
7	養育支援訪問 育児援助・家事援助事業	出産予定日の2か月前から、生後6か月以内の乳児のいる家庭等で、親族等の支援がなく、保護者の体調不良等、日常生活に支障をきたしている家庭を対象にヘルパーを派遣しています。授乳やおむつ交換、沐浴補助等の育児援助と、食事の準備、住居の掃除、生活必需品の買い物、保育所等への送迎の付添い等の家事援助を行っています。	E
8	ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員を中心に関係部局、関係機関と連携を図り、地域の民生委員児童委員・主任児童委員の協力を得ながら、ひとり親家庭に対する相談・支援の充実を図ります。	A
9	公営住宅への優先入居	市営住宅条例の申込資格の全ての条件を満たし、かつ母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条の適用を受けている母子・父子世帯に対し、低廉な家賃の市営住宅を提供します。	A
10	母子生活支援施設への入所支援	母子家庭の母及び児童を母子生活支援施設へ入所させ、保護するとともに、自立生活に向けた支援を行っています。	A
11	ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の0歳から18歳の児童と親に対して健康保険により診療を受けた時の自己負担の助成を行っています。	A
12	保育の実施	保護者の就労等により保育が必要な児童への保育を実施しています。	A

子どもの貧困対策に係る施策の実施状況一覧表

【取りまとめ結果】

項番	事業名等	事業の概要等	選択肢 A：継続して実施している B：来年度実施する予定 C：これから実施を検討している D：実施していない E：その他（その他資源あり） <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">資料2</div>
13	保育サービスの実施	保護者の就労形態や児童の状況に応じて、一時保育や延長保育・休日保育・病児保育など、多様な保育サービスを実施しています。	A
14	放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図ることを目的に、小学校の余裕教室等を活用して放課後児童会を開設しています。	A
15	放課後子供教室事業	放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるような取り組みを行っています。	D
16	子育て短期支援事業 (ショートステイ等)	保護者が病気や就労等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を短期間（7日程度）預かるショートステイと保護者が仕事等により、帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に一時的に児童を預かるトワイライトステイを実施しています。サービス利用を必要とする保護者が、必要な時に利用できるよう近隣の受入可能施設の情報把握と調整に努めています。	A
17	子ども食堂支援事業	子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子どもの貧困対策の一つとしても注目されている子ども食堂の開設・運営を支援しています。	E
18	青少年の居場所づくり事業	市内在住・在学・在職の青少年同士が気軽に立ち寄り、悩み等を常駐する大学生ボランティアに相談したり、交流できるコミュニケーションの場を提供しています。	E
19	乳幼児健康診査等での食育	乳幼児健康診査時に、望ましい食習慣の啓発を行います。また、希望者には個別相談を行います。 4か月・11か月児健康診査では離乳食についての講話や離乳食モデルの展示、1歳6か月児健康診査では幼児食のフードモデルの展示やおやつの量・選び方のパンフレット等の配布、3歳6か月児健康診査では清涼飲料水に含まれる糖分量の情報提供等を行います。	A
<b>3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</b>			
1	母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の方の就職に結びつく教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の一部を給付金として支給しています。	A
2	母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の方が看護師や介護福祉士等の資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、受講期間中の生活費として給付金を支給しています。	A
3	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親またはその子を対象に就業や収入増加のため高等学校卒業程度認定試験の合格をめざし講座を受講した場合及び受講修了後2年以内に試験に合格した場合、それぞれ給付金を支給します。	E
4	母子・父子自立支援プログラム策定	ひとり親家庭の状況・ニーズに基づき、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施します。	E
5	母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭等の自立支援を図るため、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取決めなどの専門的な相談を行っています。	E
6	仕事と子育ての両立に向けた広報・啓発	男女共同参画*の視点からのワーク・ライフ・バランスを普及・啓発し、それぞれのライフステージに応じた仕事と生活のバランスの実現の促進に努めています。	A
7	就業・再就職の支援	関係機関と連携し、出産・子育てを機に退職した人を含め、就業・再就職を希望する女性等を対象とした、就職に役立つ技術の習得・向上や労働諸制度に関する各種講座・セミナーの実施を行っています。	E
8		企業や事業主に対する子育てをしながら就労を希望する女性の雇用・再雇用についての理解と啓発の推進に努めています。	A
9	労働相談の実施	関係機関との連携による、就職相談や職場環境等労働問題全般に関する相談への対応に努めています。	A
10	地域就労支援事業	ひとり親家庭の親等で就労困難者に対し就労支援を行います。引き続き、変わりゆく就労環境の周知やタイムリーなセミナーの開催に取り組んでいきます。	A
11	雇用安定事業	労働環境が変化していく中で、雇用する側、雇用される側の両者のニーズに答えられるセミナーを開催し、市内雇用の安定、促進が図られるよう努めます。	A
12	生活保護制度に係る 就労自立給付金	生活保護世帯の世帯員が、安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなったと福祉事務所が認めた場合、生活保護廃止後に給付金を支給しています。	A

子どもの貧困対策に係る施策の実施状況一覧表

【取りまとめ結果】

項番	事業名等	事業の概要等	選択肢 A：継続して実施している B：来年度実施する予定 C：これから実施を検討している D：実施していない E：その他（その他資源あり） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料2</span>
13	生活困窮者自立支援事業 就労準備支援事業	就労意欲がありながら様々な就労阻害要因があり雇用による就労が困難な人に対しては「就労準備支援事業」による支援を実施しています。事業の実施については全国手話研修センターと京都自立就労サポートセンターと委託契約を結んでおり、具体的にはそれぞれの状況を確認したうえで利用できる「職場見学」や「実践型の就労体験」などの一般就労に移る前段階の就労に必要な知識の習得や、「スキルアップ」、「生活習慣の改善に向けたプログラム」を準備しています。	A
14	生活保護制度に係る 被保護者就労支援事業	就労自立支援員を配置し、ケースワーカーと連携し就労支援を実施しています。一人ひとり個別にきめ細かく面接を行い、自立阻害要因を把握しそれぞれに合った支援を行い、ハローワークと連携し就労支援を実施しています。	A
<b>4. 経済的支援・その他支援</b>			
1	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給しています。	A
2	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の親に手当を支給しています。	A
3	ひとり親家庭医療費助成 【再掲】	ひとり親家庭の0歳から18歳の児童と親に対して健康保険により診療を受けた時の自己負担の助成を行っています。	A
4	母子・父子自立支援員による相談の充実	ひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭への相談・情報提供を行うとともに、必要な指導・助言などを行っています。	A
5	自立支援プログラムの策定	個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークなど関係機関と連携して、きめ細かな就業支援等を行っています。	E
6	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭の方の経済的自立を図るため、子どもの進学費用や親自身の技能習得などに必要な資金を貸し付けています。	E
7	福祉貸付事業	生活福祉資金貸付事業：亀岡市社会福祉協議会において、低所得者、障がい者又は高齢者世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度を実施しています。 「くらしの資金」貸付金：夏期及び年末におけるくらしの不安定な世帯に対し、経済的自立と生活意欲の向上を図るために必要な資金を貸与しています。 ※貸付限度額：50,000円以内（無利子・無担保）、償還期間：1年以内（据置2ヵ月以内）	A
8	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の方が疾病や残業など社会的な理由や自立促進のための理由（技術習得のための通学、就職活動等）により、日常生活に支障がある場合に、ヘルパーを派遣し、家事援助を行っています（1家庭あたり、原則年10回まで。利用世帯の区分により、利用者負担あり）。	E
9	子どもの養育支援事業	養育費に関する取決めの重要性について理解を促すとともに、身近な相談窓口を周知するため、離婚相談や離婚届の届出時等にチラシを配布しています。	A
10	JR 通勤定期乗車券割引証明書の交付	児童扶養手当受給者がJR 通勤定期乗車券を購入する場合、3割引で購入できる証明書を交付しています。	A
11	生活困窮者自立支援事業 自立相談支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者の抱えている複合的な課題を評価分析し、個々人の状況に応じた自立支援計画を策定し、必要なサービスの提供につなげています。	A
12	生活困窮者自立支援事業 住居確保給付金	離職により住宅を失った又はその恐れが高い生活困窮者であって、所得等が一定基準以下のものに対して、有期で家賃相当額を支給しています。	A
13	生活困窮者自立支援事業 家計改善支援事業	日本ファイナンシャルプランナーズ協会と委託契約を結び、ファイナンシャルプランナーが生活困窮者に対して、家計の状況の分析や収入に見合った支出の見直しなど生活困窮者の家計の見直しを手助けし、家計の管理能力向上を支援します。	A
14	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、「亀岡市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関や地域との連携強化に取り組んでいます。	A
15	こども相談	18歳未満の児童及び家庭の相談を家庭児童相談室（児童家庭相談事業・子ども家庭総合支援拠点）で実施しています。	A
16	地域における見守り体制の充実	地域をあげて子どもたちを見守る取り組みに努めています。	A
17		青少年育成指導員等による定期的な巡回指導等の実施による、青少年の問題行動等の未然防止に努めています。	A

子どもの貧困対策に係る施策の実施状況一覧表

【取りまとめ結果】

項番	事業名等	事業の概要等	選択肢 A：継続して実施している B：来年度実施する予定 C：これから実施を検討している D：実施していない E：その他（その他資源あり）
			<b>資料2</b>
18	公営住宅の整備・改修	若年層や高齢者世帯等の幅広い世帯構成に応じた設備の更新やバリアフリー*化等の居住環境の向上に努めています。	A
19	福祉のまちづくりの推進	「第3期亀岡市地域福祉計画」を策定し、地域のつながりや関係課、関係機関との連携により地域の福祉課題に対し長期的、継続的な支援を実現し、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児を連れた人等すべての人が安心して暮らせるまちづくりのための取組を進めます。	A
20	障がいの早期発見・早期支援	乳幼児健診における発達の遅れや心身に障がいのある子どもの早期発見や、希望者等には発達相談等を実施、必要時には関係機関や医療機関を紹介し、早期療育等の支援につなげるよう努めています。	A
		障がい福祉サービスの提供をはじめ、関係機関等との連携により早期療育等支援体制の充実に努めます。	A
21	障がいのある子どもや家族の相談体制の充実	障がいのある子どもやその家族にとって身近な相談窓口となる、専門的・総合的に対応できる相談体制の充実に努めます。	A
22		花ノ木医療福祉センター等と必要に応じて障がい児等に係る相談や連携を図っています。	A
23	障がいへの理解・啓発の推進	特別支援教育の啓発の推進と、障がいのある児童生徒に対する正しい認識と理解の促進に努めています。	A
24		学校教育の場におけるさまざまな教育活動を通じた、児童生徒が障がいへの理解を深める指導の実施に努めています。	A
25		保護者に対する保護者会や学校だより等を通じた理解を促す取り組みの推進に努めています。	A
26	障がいのある子どもの経済的負担の軽減	特別児童扶養手当等の各種手当の給付、重度心身障害者医療費助成、児童通所支援等による障がいのある子どもやその家庭の経済的負担の軽減に努めています。	A
27	子育てや家庭教育に関する情報提供の充実	広報誌やパンフレット、ホームページ等多様な媒体を通じ、子育てや家庭教育に関する情報の提供に努めています。	A
28		各種手続きや保育・教育関連事業・施設に関する情報等を記載した子育てハンドブック等の作成・配布に努めています。	A
29		母子健康手帳の交付時や乳幼児健康診査等の機会を活用した、子育てに関する情報提供や相談支援に努めています。	A
30	子育てや家庭教育に関する学習機会の充実	子育て不安の軽減や保護者支援等が必要な保護者を対象に、子育てに関する教室・講座の開催に努めています。	A
31	家庭教育支援事業 (子育て・親育ち講座)	保護者、親子、子育てに関心がある市民を対象として、親子のコミュニケーションをテーマとした講演会や、親子の心のふれあいを大切にした読み聞かせ等、家庭教育力の向上を図ることを目的とした講座を開催します。	A
32	各種子育て相談の充実	子育て支援課をはじめとした各分野の行政窓口、保育所、子育て支援センター等の関係機関における電話や電子メール、窓口等による子育て相談体制の充実に努めています。	A
33		妊娠期から出産・子育て期までの悩みや相談について、きめ細かく切れ目のない相談支援を行うための子育て世代包括支援センター（保健センター・子育て支援センター）機能の充実に努めています。	A
34		関係各課や各種団体等との連携強化による、多様化・複雑化する子どもや家庭に関する相談対応の実施に努めています。	A
35	福祉の相談窓口の充実	令和2年度から「福祉何でも相談窓口」を開設しています。窓口では、生活困窮や介護、子育て、ひきこもりなどの福祉に関わる様々な困りごとに対し、相談者の話を十分に聞き取り、課題を整理する中で、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行います。	A
36	地域での安心・安全ネットワークづくり	保護者、学校、地域住民、警察等の関係機関等が連携して実施する、子どもの安全確保のためのパトロール活動や校区単位で取り組む「安全マップ」の作成の推進に努めています。	E
37		子どもが巻き込まれた不審者情報等を学校・園・保護者等に速やかに伝達できる情報の共有化と迅速な対応の促進に努めています。	A

子どもの貧困対策に係る施策の実施状況一覧表

【取りまとめ結果】

項番	事業名等	事業の概要等	選択肢肢 A：継続して実施している B：来年度実施する予定 C：これから実施を検討している D：実施していない E：その他（その他資源あり）
38	利用手続きの改善とサービスの周知	子育て支援サービスの利用にかかる手続きの簡素化と受付窓口の一元化に努めています。	A
39		広報誌や健康診査会場等での告知、ホームページ等の活用による制度の広報・周知による、情報不足等のために十分に利用されていない制度・サービスの活用促進に努めています。	A
40	子育て世帯の経済的負担の軽減	子育て世帯の増加と負担軽減をめざすための、第3子以降の子どもに対する出産祝い金の支給します。	C
41		子育て世帯の増加と負担軽減をめざすための、幼児教育・保育（3歳児～5歳児）にかかる利用料無償化や多子世帯の経済的負担の軽減に努めています。	A
42		子育て世帯の増加と負担軽減をめざすための、幼児教育・保育（3歳児～5歳児）にかかる低所得者の副食費無償化を進めています。	A

資料2